

第2次各務原市環境基本計画



2018(平成30)年3月
各務原市

1 計画の基本事項

策定の趣旨

2017(平成 29)年度に「各務原市環境基本計画」の期間が満了することから、これまでの取組を引き継ぐとともに、国の動きや新たな課題等に対応するため、「第2次各務原市環境基本計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

計画の期間

本計画の期間は、2018 年度から 2027 年度までの 10 年間とします。なお、社会情勢に大きな変化が生じた場合等は、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

計画の位置づけ

本計画は、「各務原市の良好な環境の保全及び創出に関する基本条例」第 11 条に基づき策定する、本市における環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針を定めた計画です。

本計画は、市の最上位計画である「各務原市総合計画」をはじめ、環境に関する市の各種関連計画とも整合を図りつつ策定します。

2

基本理念

第1次計画の基本理念を継承し、市民・事業者・行政が協力し合って、各務原市の美しい環境を次世代に伝えていこうという想いを込め、次のような基本理念を掲げます。



3

基本方針と達成指標

基本理念に基づき、環境意識の向上や循環型社会の形成、環境の保護・保全などの様々な課題に対応するために、次の3つの基本方針を定め、基本方針ごとに総合的な目標を設定します。

指標の現状値は2016(平成28)年度の実績値、目標値は2027年度です。

方針A 環境を考え行動する人づくり

市民一人ひとりの環境に対する意識を高めるため、環境意識の向上に向けた取組を家庭、学校、職場などの様々な場面で推進します。また、環境保全に取り組む組織・団体等の活動を支援し、誰もが環境を考え、行動に移すことができるまちづくりを進めます。

指標 環境教室などへの参加者数(年間) 現状値 2,965人 → 目標値 3,300人

方針B 資源を大切に暮らすまちづくり

生活の中で、ごみを出さない暮らしを実践することでごみの発生を抑制するとともに、排出されたごみの再利用やリサイクルを進め、持続可能な循環型社会の形成を目指します。

指標 リサイクル率(年間) 現状値 28.4% → 目標値 30.0%
北清掃センターで焼却されるごみの量 現状値 39,780t → 目標値 37,790t
(5%削減)

方針C 自然と共生するまちづくり

本市の魅力ある自然資源を適切に管理・保全し、有効に活用します。また、身近な地域で清潔・快適な生活環境づくりに努めます。さらに、地球温暖化を防止する生活スタイルの普及や環境整備を進めます。

指標 汚水衛生処理率 現状値 89.1% → 目標値 96.0%

3つの基本方針ごとに行動目標を設定し、それぞれに「市民」「事業者」「行政」の取組を定めます。

方針A 環境を考え行動する人づくり

A1 子どもが環境について学べる機会をつくろう

未来のまちの担い手となる子どもたちへの環境教育は、長期的視点で見て本市の環境保全活動にとって非常に重要であるため、地域や学校において、子どもが環境について学ぶことができる機会を充実します。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが環境に関心が持てるよう、家族での環境学習や地域の環境保全活動等に参加します。 ● 地域や学校が子ども向け環境学習活動を実施しやすいよう、講師の依頼に対して積極的に協力します。 ● 家族で環境保全を考え、実践します。 ● 子どもの手本となるように、大人が環境マナーを守ります。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが環境に関心が持てるよう、工場見学などを積極的に受け入れます。 ● 地域や学校が実施する、子ども向け環境学習活動が実施しやすいよう、講師の依頼に対して積極的に協力します。 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちに分かりやすい教材(副読本)を提供します。 ● 教育委員会等が実施する作品展において、環境をテーマとした優秀な作品を表彰します。 ● 環境保全の取組において優秀なものを表彰します。 ● 市民向け講座等で、講師を市民等から募集します。 ● 総合的な学習の時間を活用した環境学習の推進を図ります。 ● 生徒会主導による環境活動を実施します。 ● 学校が実施する環境教育や環境保全活動への支援を行います。 ● 地元農産物の学校給食への活用など、学校での食育を推進します。 	

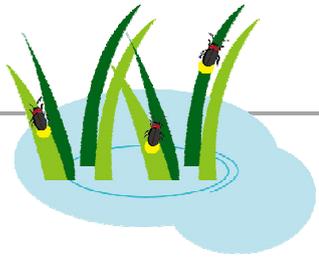
A2 大人が環境について学べる機会をつくろう

市民が環境問題や環境保全活動に興味・関心を持てるよう、環境学習の機会の提供やイベントの開催、図書館等を通じた知識の普及活動などを充実します。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 市などが実施する環境学習の機会や環境イベント等に積極的に参加します。 ● 広報紙やウェブサイト、図書館などを活用し、環境に関する情報収集や学習を進めます。 ● 市民向け講座等の講師依頼に対して積極的に協力します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員等が環境に配慮した事業活動を行うことができるよう、環境学習の機会を提供します。 ● 従業員等が外部の機関による環境検定などを受検することを推奨します。 ● 環境に関する優良事例を収集します。 ● 市が実施する環境イベント等に積極的に協力します。 ● 市民が環境学習の機会を得られるように、工場見学などを積極的に受け入れます。 ● 市民向け講座等の講師依頼に対して積極的に協力します。 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境をテーマとした講座を開催します。 ● 環境をテーマとしたイベントを開催します。 ● 市立図書館等公共施設において、環境をテーマとした図書コーナーを設置します。 ● 市民向け講座等で、講師を市民等から募集します。【再掲】 	

A3 環境に対する意識を高め、行動に移そう

市民や事業者等が環境に対する意識を高め、生活、事業を通じて環境保全活動に取り組めるよう、様々な啓発や支援施策を行います。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●市の環境活動などの情報収集に努めます。 ●市などが実施する環境学習の機会や環境イベント等に積極的に参加します。【再掲】 ●タバコや空き缶などをポイ捨てしないなど、まちを汚さない生活を心がけます。 ●ペットの糞は持ち帰ります。 ●家庭内で節電・節水・エコドライブなどを互いに呼びかけます。 ●家族一人ひとりが3Rを意識し、お互いに声を掛け合います。 ●環境美化活動の日などに、地域の環境保全活動を実施します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●市の環境活動などの情報収集に努めます。 ●市の支援制度等を活用し、環境に配慮した事業活動に努めます。 ●従業員等に対し、環境に対する意識を高めるよう啓発を行います。 ●環境美化活動の日などに、環境保全活動を実施します。 ●従業員の環境保全活動を理解し、その活動を支援します。 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●環境をテーマとした講座を開催します。【再掲】 ●環境をテーマとしたイベントを開催します。【再掲】 ●環境月間において、市の環境活動についてパネル展示を行います。 ●市からの郵便物に環境啓発のPR文を印刷します。 ●市立図書館等公共施設において、環境をテーマとした図書コーナーを設置します。【再掲】 ●市の環境活動を分かりやすくアピールします。 ●公共施設等に懸垂幕を掲示して、環境保全の啓発を行います。 ●雑草繁茂防止、ポイ捨て防止、犬の糞放置防止などのための啓発活動を実施します。 ●環境美化監視員の活動を支援します。 ●環境保全の取組において優秀なものを表彰します【再掲】 ●中小企業の経営安定化などに必要な資金を融資する小口融資制度を運用して、環境配慮型事業活動を推進します。 ●市が発注する建設工事の請負業者に、環境負荷を低減する取組を義務付け、評価します。 	

A4 一緒に活動する仲間を増やし、活動を促進しよう

組織による環境活動が活性化するよう、活動者の増加や活動の相乗効果などに寄与する支援を行います。また、環境市民会議の開催を通じて市の環境活動の内容充実を図るとともに、市民・事業者・行政の環境活動の評価を行います。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●環境保全活動等に取り組む団体の活動の情報を収集します。 ●興味・関心のある環境保全等の団体活動に参加します。 ●所属する団体の環境活動の内容を積極的に発信します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の環境保全等の団体活動に参加します。 ●所属する団体の環境活動の内容を積極的に発信します。 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●環境活動グループが集まって情報交換を行う機会・場所などの確保を支援します。また必要に応じて環境活動グループの情報提供を行います。 ●学識経験者や市民・事業者の代表者が参加し、市の環境活動の推進状況の確認などを行う「環境市民会議」を定期的に開催します。 	

B1 ごみを出さない生活を実践しよう（リデュース）

ごみを焼却する際の二酸化炭素の排出や処理費用等を削減するため、市民生活、事業活動、行政活動全般にわたって、ごみや廃棄物等の発生を抑えるための工夫を行います。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみを出さないライフスタイルを定着させます。 ●マイバッグを持参し、レジ袋や過剰包装を辞退します。 ● unnecessaryなものは買わないようにし、使い捨て製品ではなく、なるべく長く利用できる製品の購入に努めます。 ●生ごみの多くを占める水分を取り除くために、水切りをするように努めます。 ●食べられるのに廃棄される食品（食品ロス）を削減するように努めます。 ●買い物前に冷蔵庫の中身等を確認し、必要な量の食品を購入します。 ●外食をする際には、食べ残しをしないように、食べられる量だけを注文します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●販売事業者等においては、レジ袋の削減や、包装紙の簡素化等に努めます。 ●コピー用紙の削減やごみの少ない事業活動に努めます。 ●商品の製造に必要な原材料は、適切な量を購入するように努めます。 ●製造業者においては、製造過程で発生する資材のロス削減するように努めます。 ●食料品等製造業者においては、製造過程で発生する食材のロス（食品ロス）を削減するように努めます。また、小売店においても廃棄する食材を削減するように努めます。 ●飲食事業者においては、利用者の食べきりを促進するために、小盛りやハーフサイズのメニューを設けるなど、利用者の希望に沿った量での料理を提供するように努めます。 ●歓送迎会等の宴会を行う際には、3010運動を推奨します。 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの発生抑制について、市民や事業者呼びかけるとともに、仕組みづくりを検討します。 ●3R行動の実践に向け、分かりやすい広報・啓発を行います。 ●窓口封筒の配布を抑制します。 ●「マイ水筒」「マイ箸」「マイカップ」の使用を推奨します。 ●各種印刷物・コピーの部数・枚数の削減を図ります。 ●レジ袋削減実施店舗の情報を提供します。 ●生ごみの水切りを啓発することで生ごみの減量を推進します。 ●食品ロス削減を啓発することで生ごみの減量を推進します。 	

B2 製品の再使用を促進しよう（リユース）

ごみの発生を抑制するため、不用になった製品でも再使用可能なものを有効に活用する仕組みの構築や意識の浸透を図ります。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●バザーやフリーマーケットなどを積極的に利用し、ものを大切にする生活を実践します。 ●隣近所や友人間で、まだ使える製品の再使用を進めます。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●容器や包装、梱包材等で再商品化が可能なものは、再使用します。 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●不用になった家庭用品等で、まだ使用できる品物については広く市民へ情報提供し、再使用を促します。 ●撤去した違反看板を各種イベントなどで再使用します。 ●建設工事で発生する土砂の抑制を図ります。 ●水道仮設配管材料の廃棄物の削減を図ります。 	

B3 資源のリサイクルを促進しよう（リサイクル）

市民がリサイクルの重要性について理解を深め、積極的なリサイクルに取り組めるよう、啓発等を進めます。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●一人ひとりがリサイクルの重要性を認識し、資源として有効に利用することを心がけます。 ●小中学校PTAや地域の子ども会等が主催する資源集団回収の趣旨を理解し、活動に積極的に協力します。 ●古紙回収ステーションなどを利用し、古紙のリサイクルに協力します。 ●雑誌みは、燃やすごみ袋に入れず、古紙としてのリサイクルに協力します。 ●緑ごみの拠点回収に協力します。 ●小型家電の回収に協力します。 ●リサイクル製品など環境に配慮した商品の購入に努めます。 ●市が実施するリサイクル施設の見学会などに参加し、意識を高めます。 
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●自ら排出する廃棄物について、可能なものはリサイクルを徹底します。 ●リサイクル技術の積極的な開発や活用に努めます。 ●販売事業者は食品トレイやペットボトルなどの回収ボックスを設置するなどして、店頭回収を推進します。 ●資材等の購入に際しては、グリーン購入に努めます。 ●製造業者においては、容易にリサイクルが可能な製品の製造に努めます。 ●販売事業者においては、リサイクル製品など環境に配慮した商品の販売に努めます。 ●消費者等がリサイクルを意識した生活ができるよう、リサイクル製品の取り扱いを積極的にPRします。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクル施設の見学会を開催し、市民にリサイクルの必要性をPRします。 ●学校給食で使用した牛乳パックのリサイクルを推進します。 ●廃棄する公文書は、リサイクルします。 ●古紙回収拠点の情報提供と積極的な活用を推進します。 ●せん定枝などの緑ごみを、バイオマス燃料などとして有効活用します。 ●学校給食の使用済み食用油のリサイクルに努めます。 ●非営利団体などによる資源回収活動を促進します。 ●北清掃センターで廃棄物を焼却して得られる熱エネルギーを回収し、場内で使用する電力の発電の燃料として活用します。 ●ごみ焼却後、最後に残る焼却飛灰をさらに再資源化することにより、飛灰の埋立量を最小限にします。 

B4 適切にごみを排出しよう

資源の消費抑制や環境への負荷低減がなされる「循環型社会」の実現に向け、市民生活、事業活動においてごみや廃棄物等の分別を徹底します。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみはごみ出しルールを守って、指定のごみステーションなどの決められた場所に出します。 ●分別ルールに従って、ごみを分別します。 ●不法投棄は絶対にしません。 ●不法投棄をされやすい場所にしないように、所有する土地を適切に管理します。 ●廃棄物の不法投棄などを発見した場合は、市や警察に通報します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動で発生する廃棄物について、責任を持って適切な廃棄処分を行います。 ●事業活動で発生する廃棄物について、一般廃棄物と産業廃棄物を適切に分別します。 ●廃棄物の処理を委託する際には、適正な事業者を選定します。 ●法律の構造基準に適合した焼却炉以外でのごみの焼却はしません。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●各家庭で発生したごみの出し方などを詳細にまとめた「ごみ出しガイドブック」を随時改訂し、市民へ情報提供します。 ●排出事業者による適正排出と資源化を推進するとともに、適切な処理の指導に努めます。 ●家庭系ごみについて、分別などのごみ出しルールとマナーの徹底を図ります。 ●不法投棄の監視パトロールを行います。また、不法投棄防止の普及啓発に努めます。 ●北清掃センターに搬入されたごみを適切に処理します。

C1 自然とふれ合う機会や場所を増やそう

本市の里山、田畑、水環境などの自然環境について、活用・保全に関する取組を推進するとともに、緑地等の創出を図ります。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の公園や街路樹の落ち葉清掃等のボランティア活動に参加します。 ●自宅の庭や生垣等を活用して緑化を推進します。 ●地域の農地・農業用水等の資源の保全管理を行う取組に参加します。 ●里山保全や森林保全に関するボランティア活動等に参加します。 ●所有する山林の管理に努めます。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の公園や街路樹の落ち葉等の清掃活動に参加します。 ●事業所の敷地等を活用して緑化を推進します。 ●里山保全や森林保全に関するボランティア活動等に協力します。 ●農業経営者は、耕作放棄地などをつくらないように、農地を適正に管理します。 ●農業経営者は、農業後継者を育成するよう努めます。 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●緑の基本計画に基づく基盤整備を推進します。 ●活動団体・グループの設立や活動に対する支援を行います。 ●せん定枝などの緑ごみを、バイオマス燃料などとして有効活用します。【再掲】 ●接道や敷地内の緑化率向上を図ります。 ●市民ボランティア参加による道路や河川の一斉清掃を実施します。 ●里山保全活動を行っていく上で必要となる道具などを貸与・提供します。また、人材を育成するための支援を行います。 ●優良林を育成するため森林整備を実施します。 ●遊休農地を活用するために、担い手の育成と利用集積を図ります。また、市民農園などの有効活用を図ります。 	

C2 地球温暖化防止を推進しよう

二酸化炭素排出量の削減に向けて省エネライフの市民・事業者への定着を図ります。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化を意識し、温暖化防止に関する情報を収集します。 ●温室効果ガスの排出量を削減するため、家庭でできる対策に取り組みます。 ●家電製品を買い替える場合は、環境負荷の低いものを選びます。 ●エネルギーの効率的な利用や再生可能エネルギーの導入に努めます。 ●流通段階で環境負荷の少ない、地元産の農作物の購入を心がけます。 ●地元産の農作物を使った料理のレシピづくりにより、地元食材の活用を広めます。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●従業員に地球温暖化防止に関する情報を提供します。 ●温室効果ガスの排出量を削減するため、事業所でできる対策に取り組みます。 ●エネルギーの効率的な利用や再生可能エネルギーの導入に努めます。 ●事業所内の設備を買い替える場合は、環境負荷の低いものを選びます。 ●食品事業者等は、地元産の農作物の利用に努めるとともにPRを行い、地産地消を推進します。 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策地域推進計画を策定し、市民、事業者と協働で温暖化防止活動に取り組みます。 ●市民や事業者に向け、地球温暖化防止に関する広報・啓発を行います。 ●温室効果ガスの排出量を削減するため、公共施設でできる対策に取り組みます。 ●エネルギーの効率的な利用や再生可能エネルギーの導入に努めます。 ●地球温暖化防止に関する学習の場を提供します。 	

C3 生活環境と生物多様性を保全しよう

水環境・大気環境などの良好な生活環境を保つとともに、本市固有の生態系を守り育てていくため、自然環境の汚染の監視・指導を徹底するとともに生物の多様性の保全に努めます。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ●本市に生息・生育する様々な動植物に関心を持って、保全します。 ●特定外来生物の駆除に努めます。 ●くみ取りトイレや単独浄化槽から下水道や合併浄化槽への切り替えを進めます。 ●ペットは命を終えるまで責任をもって飼育続けます。 ●洗剤の過剰な使用を控えたり、生活騒音に配慮したりすることで、良好な生活環境の保全に努めます。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●法や条例を遵守し、適正な事業活動に努めます。 ●事業所からの排水、ばい煙等は、基準値を遵守して排出します。 ●農業経営者は、化学肥料や農薬の削減に努めます。 ●低騒音、低振動型の機械・設備を導入するなど、騒音・振動の発生の抑制に努めます。 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●大気環境を常時測定して、環境基準の達成状況を公表します。 ●河川、池などにおいて水質を測定し、環境基準の達成状況を公表します。また、水質改善のための総合的な水質汚濁防止策を推進します。 ●生活排水による水質汚濁を防止するために、下水道や合併浄化槽の普及を推進します。 ●クリーンセンターに搬入された生し尿及び浄化槽汚泥を適切に処理します。 ●公共施設の病害虫等防除においては、総合的有害生物管理のもと薬剤の適正利用を図ります。 ●狂犬病の発生と、その蔓延を未然に防止するため、犬の登録と狂犬病の予防注射を推進します。 ●犬・猫などのペットの適正な飼育指導を行います。 ●アルゼンチンアリやセアカゴケグモなどの特定外来生物による被害を防止するため、市民や関係機関等と連携し、適切な駆除を実施します。 ●航空機騒音の常時監視を実施します。 ●主要な道路の騒音測定を実施します。 ●特定工場等や特定建設作業に対し、法や条例に基づく届出指導や立入検査を実施します。 ●騒音、振動、悪臭の低減を図るため、事業者との調整を行います。 ●地下水の保全対策を行います。 ●農業経営者などに対し、農薬の使用抑制を図ります。 ●有害化学物質による環境汚染の状況を監視します。 ●農産物の効率的な農薬使用、減農薬、減化学肥料栽培のぎふクリーン農業を推進します。 ●ぎふクリーン農業よりもさらに農薬などを低減させた米の作付けを推進します。 ●農薬による周囲の環境への影響を防ぐために、安全な農薬の使用方法についての啓発を行います。 ●堆肥を利用する農業経営者に対する情報提供を行い、堆肥の利用を促進します。 	

5 PDCAサイクルによる計画の進行管理

本計画は、次のような流れに沿って進行管理を行います。

PLAN	● 実行計画の立案と決定
DO	● 担当課において実行計画における施策・事業の推進
CHECK	● 担当課による自己評価と「各務原市環境市民会議」への報告・評価
ACTION	● 実行計画の改善、次年度以降の施策・事業への反映

